

職員の皆さんへ

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、市長その他の任命権者から拘束されない独立した行政委員会です。

公平委員会が行っている苦情相談の制度を紹介します

(地方公務員法第8条第2項、職員からの苦情相談に関する規則)

苦情相談制度

公平委員会では、職員の皆さんが勤務条件や職場環境等に関する不満・悩み等を解決することにより、意欲をもって安心して仕事に専念できるよう、苦情相談に応じています。

相談することができる方は、一般職の職員で、任期付職員、会計年度任用職員を含みます。(技能労務職員、地方公務員法に定められている特別職は対象となりません。)

離職した職員は、離職又は再任用に関する内容に限り、相談を行うことができます。

相談できる内容

給与、勤務時間、休暇等の勤務条件、職場の人間関係、セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントなど、人事管理や職場環境について相談することができます。(個人や家庭の問題、不正の告発や密告は相談の対象ではありません。)

苦情相談がある場合

初めに事務職員が相談に応じます。苦情相談の申し出は、口頭、電話、文書など適宜の方法により行うことができますが、職員本人からの申し出に限ります。

相談内容により、公平委員会の指揮監督のもと、助言等のほか、必要に応じ相談者了解のもとに関係者に対し事情聴取、照会、その他の調査を行い、関係当事者に対し、指導、あっせん等を行い、苦情の解決に努めます。なお、相談に関する秘密は厳守します。

問い合わせ

小美玉市公平委員会(監査委員事務局内)

本庁2階です

☎ 48-1111 内線1260・1261

✉ kansa@city.omitama.lg.jp